

【表紙】
【提出書類】 訂正発行登録書
【提出先】 関東財務局長
【提出日】 2025年11月5日
【会社名】 ルノー
(Renault)
【代表者の役職氏名】 最高経営責任者 フランソワ・プロボ
(François Provost, Chief Executive Officer)
【本店の所在の場所】 フランス、ブローニュ・ビヤンクール92100
ジェネラル・ルクレール・アベニュー 122-122bis
(122-122 bis avenue du Général Leclerc, 92100
Boulogne-Billancourt, France)
【代理人の氏名又は名称】 弁護士 月岡 崇
【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区丸の内二丁目7番2号 J P タ
ワー
長島・大野・常松法律事務所
03-6889-7000
【電話番号】 弁護士 石井 将太
【事務連絡者氏名】 東京都千代田区丸の内二丁目7番2号 J P タ
ワー
【連絡場所】 長島・大野・常松法律事務所
03-6889-7000
【電話番号】
【発行登録の対象とした
募集有価証券の種類】 社債

【発行登録書の内容】

提出日	2024年5月15日
効力発生日	2024年5月23日
有効期限	2026年5月22日
発行登録番号	6-外1
発行予定額又は発行残高の上限	発行予定額 4,000億円
発行可能額	4,000億円

【効力停止期間】 この訂正発行登録書の提出による発行登録の効力
停止期間は、2025年11月5日（提出日）である。

【提出理由】 2024年5月15日付発行登録書（その後の訂正を含
む。）の記載の一部（「第二部 参照情報」におけ
る記載事項）を訂正するため、本訂正発行登録書
を提出するものである。（訂正内容については、下
記を参照のこと。）

【縦覧に供する場所】 該当なし

【訂正内容】

第二部 【参照情報】

(以下の訂正が、2024年5月15日付発行登録書(その後の訂正を含む。)の「第二部 参照情報」「第1 参照書類」においてなされる。訂正箇所は下線を付して表示している。)

第1 【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

<訂正前>

1 有価証券報告書及びその添付書類

事業年度 (2023年度)	自	2023年1月1日	至	2023年12月31日	2024年5月15日に関東財務局長に提出
事業年度 (2024年度)	自	2024年1月1日	至	2024年12月31日	2025年5月15日に関東財務局長に提出
事業年度 (2025年度)	自	2025年1月1日	至	2025年12月31日	2026年6月30日までに関東財務局長に提出予定

2 半期報告書

事業年度 (2024年度中)	自	2024年1月1日	至	2024年6月30日	2024年9月13日に関東財務局長に提出
事業年度 (2025年度中)	自	2025年1月1日	至	2025年6月30日	2025年9月17日に関東財務局長に提出

3 臨時報告書

上記1の有価証券報告書提出後、本訂正発行登録書提出日(2025年10月17日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第1項及び第2項第3号の規定に基づき、臨時報告書を2024年5月28日に関東財務局長に提出

上記1の有価証券報告書提出後、本訂正発行登録書提出日(2025年10月17日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第1項及び第2項第3号の規定に基づき、臨時報告書を2024年6月20日に関東財務局長に提出

上記1の有価証券報告書提出後、本訂正発行登録書提出日(2025年10月17日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第1項及び第2項第19号の規定に基づき、臨時報告書を2024年10月2日に関東財務局長に提出

上記1の有価証券報告書提出後、本訂正発行登録書提出日(2025年10月17日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第1項及び第2項第1号の規定に基づき、臨時報告書を2024年10月28日に関東財務局長に提出

上記1の有価証券報告書提出後、本訂正発行登録書提出日（2025年10月17日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第1項及び第2項第1号の規定に基づき、臨時報告書を2025年6月5日に関東財務局長に提出

上記1の有価証券報告書提出後、本訂正発行登録書提出日（2025年10月17日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第1項及び第2項第9号の規定に基づき、臨時報告書を2025年6月18日に関東財務局長に提出

上記1の有価証券報告書提出後、本訂正発行登録書提出日（2025年10月17日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第1項及び第2項第19号の規定に基づき、臨時報告書を2025年7月11日に関東財務局長に提出

上記1の有価証券報告書提出後、本訂正発行登録書提出日（2025年10月17日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第1項及び第2項第9号の規定に基づき、臨時報告書を2025年8月4日に関東財務局長に提出

4 外国会社報告書及びその補足書類

該当なし

5 外国会社半期報告書及びその補足書類

該当なし

6 外国会社臨時報告書

該当なし

7 訂正報告書

金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第1項及び第2項第1号の規定に基づき2024年10月28日に関東財務局長に提出した臨時報告書の訂正報告書を2025年3月17日に関東財務局長に提出

金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第1項及び第2項第9号の規定に基づき2025年6月18日に関東財務局長に提出した臨時報告書の訂正報告書を2025年7月28日に関東財務局長に提出

金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第1項及び第2項第19号の規定に基づき2025年7月11日に関東財務局長に提出した臨時報告書の訂正報告書を2025年10月15日に関東財務局長に提出

金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第1項及び第2項第1号の規定に基づき2025年6月5日に関東財務局長に提出した臨時報告書の訂正報告書を2025年10月17日に関東財務局長に提出

< 訂正後 >

1 有価証券報告書及びその添付書類

事業年度 (2023年度)	自	2023年1月1日	2024年5月15日に関東財務局長に提出
	至	2023年12月31日	
事業年度 (2024年度)	自	2024年1月1日	2025年5月15日に関東財務局長に提出
	至	2024年12月31日	

事業年度 (2025年度)	自	2025年1月1日	2026年6月30日までに関東財務局長に提出予定
	至	2025年12月31日	

2 半期報告書

事業年度 (2024年度中)	自	2024年1月1日	2024年9月13日に関東財務局長に提出
	至	2024年6月30日	

事業年度 (2025年度中)	自	2025年1月1日	2025年9月17日に関東財務局長に提出
	至	2025年6月30日	

3 臨時報告書

上記1の有価証券報告書提出後、本訂正発行登録書提出日（2025年11月5日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第1項及び第2項第3号の規定に基づき、臨時報告書を2024年5月28日に関東財務局長に提出

上記1の有価証券報告書提出後、本訂正発行登録書提出日（2025年11月5日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第1項及び第2項第3号の規定に基づき、臨時報告書を2024年6月20日に関東財務局長に提出

上記1の有価証券報告書提出後、本訂正発行登録書提出日（2025年11月5日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第1項及び第2項第19号の規定に基づき、臨時報告書を2024年10月2日に関東財務局長に提出

上記1の有価証券報告書提出後、本訂正発行登録書提出日（2025年11月5日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第1項及び第2項第1号の規定に基づき、臨時報告書を2024年10月28日に関東財務局長に提出

上記1の有価証券報告書提出後、本訂正発行登録書提出日（2025年11月5日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第1項及び第2項第1号の規定に基づき、臨時報告書を2025年6月5日に関東財務局長に提出

上記1の有価証券報告書提出後、本訂正発行登録書提出日（2025年11月5日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第1項及び第2項第9号の規定に基づき、臨時報告書を2025年6月18日に関東財務局長に提出

上記1の有価証券報告書提出後、本訂正発行登録書提出日（2025年11月5日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第1項及び第2項第19号の規定に基づき、臨時報告書を2025年7月11日に関東財務局長に提出

上記1の有価証券報告書提出後、本訂正発行登録書提出日（2025年11月5日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第1項及び第2項第9号の規定に基づき、臨時報告書を2025年8月4日に関東財務局長に提出

4 外国会社報告書及びその補足書類

該当なし

5 外国会社半期報告書及びその補足書類

該当なし

6 外国会社臨時報告書

該当なし

7 訂正報告書

金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第1項及び第2項第1号の規定に基づき2024年10月28日に関東財務局長に提出した臨時報告書の訂正報告書を2025年3月17日に関東財務局長に提出

金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第1項及び第2項第9号の規定に基づき2025年6月18日に関東財務局長に提出した臨時報告書の訂正報告書を2025年7月28日に関東財務局長に提出

金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第1項及び第2項第19号の規定に基づき2025年7月11日に関東財務局長に提出した臨時報告書の訂正報告書を2025年10月15日に関東財務局長に提出

金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第1項及び第2項第1号の規定に基づき2025年6月5日に関東財務局長に提出した臨時報告書の訂正報告書を2025年10月17日に関東財務局長に提出

訂正報告書（上記1記載の2025年5月15日に提出した有価証券報告書の訂正報告書）を2025年11月5日に関東財務局長に提出